

社団法人岩手県建築士事務所協会定款

昭和 55 年 1 月 1 日 設立認可
平成 4 年 4 月 18 日 変更認可
平成 16 年 3 月 30 日 変更認可
平成 20 年 6 月 30 日 変更認可
平成 21 年 6 月 11 日 変更認可
平成 24 年 7 月 10 日 変更認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人岩手県建築士事務所協会（以下「本協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、建築士事務所の業務の適正な運営及び健全な発展並びに建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士事務所の業務に係る契約の内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
- (2) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- (3) 建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 事故及び災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした受託業務
- (5) 関係官公庁、関係諸団体に対する連絡及び協力
- (6) 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護に関する調査・研究・広報業務
- (7) 建築関係法令の普及並びに、図書、印刷物等の刊行及び配布
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業については、岩手県内において行うものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本協会の会員（以下「会員」という。）は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 建築士法に基づき岩手県知事の登録を受けた建築士事務所の開設者であって本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、同号の開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員

の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会の承認を得た後本人に通知するものとする。

3 第1項に規定する入会申込があったときは、正当な理由がなく、その加入を拒み、又は加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 建築士事務所を廃業又は解散したとき

(3) 建築士事務所の登録を取り消されたとき

(4) 成年被後見人又は被補佐人になったとき

(5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき

(2) 本協会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) 理事会が別に定める「倫理規程」に違反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が、すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員をおく。

理 事 15名以上20名以内

監 事 2名

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。

3 前項に定めるほか、専務理事1名を置くことができる。

(選 任)

第13条 理事及び監事は、正会員（法人にあっては、その

代表者又は代表者が指名する者「以下同じ」）から総会において選任する。ただし、理事及び監事のうち少なくともそれぞれ1名は、正会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく岩手県知事に

届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 会長は本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長及び副会長が欠けるときは、会長の職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産並びに会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は岩手県知事に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長等)

第19条 本協会に、名誉会長、顧問及び相談役（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、理事会の議決により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長等の任期及び報酬等については、第16条第1項及び前条の規定をそれぞれ準用する。この場合において「役員」とあるのは「名誉会長等」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第 22 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業計画並びに収支予算の決定
 - (5) 事業報告並びに収支決算の承認
 - (6) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (7) 会員の除名
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (11) 理事会において総会に付議した事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款の定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 24 条第 4 項の書面に記載した目的及び審議事項以外は、議決することができない。

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第 24 条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その手続きを省略することができる。

2 前項の理事会の議決を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会の日時場所
- (2) 総会の目的事項
- (3) 総会に出席できない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席できない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

3 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前までに書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨とその結果

(5) 出席した理事・監事の氏名

(6) 議長並びに議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選出され議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 会長、副会長、専務理事の選任及び解職

(2) 業務を分担する理事の選任及びその権限

(3) 理事の職務執行の監督

(4) 総会の日時及び場所並びに総会に付議すべき事項の決定

(5) 総会の議決した事項の執行に関すること

(6) 規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他組織の設置、変更及び実施

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(開 催)

第 32 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 36 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議に出席した理事並びに監事の氏名
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第 39 条 本協会の資産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 40 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 41 条 本協会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 3 箇月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 42 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 7 章 支部、委員会及び事務局

(支 部)

第 43 条 本協会の業務の円滑な運営を図るため、支部を設置することができる。

- 2 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 3 会員は、建築士事務所の所在する区域を管轄する支部に所属する。

(委員会)

第 44 条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局の設置等)

第 45 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免し理事会に報告する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿及び履歴書
 - (4) 認定、認可、許可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前号の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類閲覧については、法令の定めによるものとする。
 - 3 第 1 項に掲げる帳簿、文書及び書類は、作成した事業年度終了の日から 10 年間、保存するものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 47 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるほか理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第 48 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会において、総正会員の 4 分の 3 以上の同意を経、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 50 条 本協会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 51 条 本協会の解散のとき存する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ岩手県知事の承認を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする

第 10 章 雑 則

(委 任)

第 52 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 20 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第号並びに第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この定款は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 4 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、認可のあった日から施行する。
ただし、変更前の定款第 32 条の規定による平成 16 年 1 月 1 日から始まる会計年度は、同年 3 月 31 日までとする。
- 2 この定款の変更前に選任された役員の任期は、第 14 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする

附 則

- 1 この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成 21 年 6 月 11 日）から施行する。